



リチウムイオン電池などの 処分方法

多くの充電式の小型家電(モバイルバッテリー・ハンディ扇風機・加熱式たばこなど)には、リチウムイオン電池などが使用されており、右記のリサイクルマークが目印です。

リチウムイオン電池などは市のごみ収集に出すことはできません。家庭で使用したものは窓口で回収しています。リサイクルマークがないものや膨張・変形している場合は環境センター山都工場へ直接搬入してください。

なお、事業者が事業活動により使用したものは、産業廃棄物に該当するため、市や環境センター山都工場では処理できません。

正しく分別をしないと、ごみの収集運搬中やごみ処理施設での処理中に、圧縮・破碎などの力が加わることで発火や爆発する恐れがあり、火災事故につながる恐れがあります。

各種リサイクルマーク



Ni-Cd



Ni-MH



Li-ion

ニカド電池

ニッケル水素電池

リチウムイオン電池

出典：(一社) JBRC ホームページ



▲令和6年12月に本市で発生した車両火災

家庭からの排出方法

一般家庭で使用後、不要となったリチウムイオン電池などやリチウムイオン電池などが入った製品は、端子部を絶縁し、窓口にお持ちください。

①小型家電に内蔵されたリチウムイオン電池などは本体から取り外す。取り外しのできないものは、そのまま持参する。

②端子(金属)部分にテープを貼り絶縁する。

③窓口へ持ち込む。※窓口で確認後、小型充電式電池回収ボックスへ入れる。



問：市民生活課 環境政策推進室 ☎(24)5285または各総合支所住民課